

長与町農業委員会議事録

令和7年5月27日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えております。

長与町農業委員会

令和7年5月農業委員会総会

1. 日時 令和7年5月27日（火） 9時00分から11時30分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（12名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利
	5番 渡邊 章三	6番 栗山 将和	7番 坂口 吉晴
	8番 池田 八千代	9番 山口 和幸	10番 柿本 透
	11番 山口 多美子	12番 山中 庄八郎	

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員（8名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	5番 増田 博光	6番 吉川 直行
7番 谷口 勝久	8番 尾崎 勝文	

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	4番 原田 正利	6番 栗山 将和
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の要請について		
第3	第3号議案 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の意見審議について		
第4	第4号議案 令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について		
第5	第5号議案 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について		
第6	第1号報告 農地転用専決処分について		

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	荒木 啓二
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主任	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっています。

本日は、委員全員の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人全員の出席でございます。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和7年5月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署委員を2人、指名いたします。4番 原田 正利 委員、6番 栗山 将和 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が2件。

第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請が1件。

第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議が5件。

第4号議案 令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について。

第5号議案 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について。

報告事項は 農地転用専決処分の報告が2件。

及び行事報告を予定しております。

では、日程第2提出された議案の審議に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議に入ります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。1件目です。

整理番号 5

申請地 長与町岡郷（地番）

地目 田

面積 2,112 m²

農地区分は、農用地区域内です。

申請者は、

譲渡人が、長与町岡郷（地番） (氏名)

譲受人が、長与町岡郷（地番） (氏名)

申請目的は、売買による所有権移転です。

価格は〇〇円、10aあたりの単価は、〇〇円です。

備考欄に記載のとおり、譲渡人は本年1月に相続により申請地を取得していますが、体調不良により十分に耕作ができないため、譲受人が購入して水稻を栽培します。

耕作地は、23,918 m²、労働力は1人です。

都市計画区域外となります。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。

図面の左上側に（施設名）がございます。（施設名）の東南東側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。

なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで確認いただければと思います。

また、農地の現況については、資料No.1に掲載しておりますので併せてご確認ください。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 尾崎 勝文 推進委員

推進委員
8番 5月15日午前10時頃より、水谷会長、崎山職務代理、山口委員、私、事務局2名で現地確認を行いました。確認には譲受人にも立ち会ってもらいました。備考欄にあるように譲渡人は体調不良により耕作することが出来ず、譲受人曰く、この農地の上部に水の源があるという事で当該農地が荒れると周辺の田んぼにも影響が出てしまうため、譲受人が購入して耕作を行うとの事でした。譲受人は当該農地の下側でも水田を耕作しており、問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、11番 山口 多美子 農業委員、お願いします。

11番 5月15日午前10時頃より現地確認を行いました。現地は3年位前まで水田だったところに野菜が作られ、昨年の農地調査では保全管理になっていました。譲受人は当該農地の下側で水田を耕作していて、水を確保するため農地を購入して、水田に戻されるという事で、とても良い事だと思いました。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えておりますので、許可することに決定いたします。
続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。4ページをお開きください。

整理番号 6

申請地 長与町斎藤郷（地番）

地目 田

面積 388 m² です。

農地区分は、農用地区域内です。

申請者は、

賃貸人が、長与町岡郷（地番） （氏名）

賃借人が、長与町斎藤郷（地番） （氏名）

申請目的は、賃貸借権設定です。

期間は、令和7年6月1日から令和10年5月31日までの3年間で、新規の契約となります。

年間の借賃は ○○円 です。なお、10aあたりは ○○円となります。

備考欄に記載のとおり、賃借人は新規就農者であり、近隣の農家の方から指導を受けながら水稻栽培を行います。また、賃借人は自宅で自営業を行っており、収穫物については、主に自家消費を予定しています。

労働力は1人です。市街化調整区域となります。

土地の所在を説明します。5ページをご覧ください。

図面の左上側に（施設名）がございます。（施設名）の東側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。

なお、農地の正確な形状等につきましては、6ページで確認いただければと思います。

併せて、資料No.2をご覧ください。1ページには農地の現況を掲載しております。また2ページには就農計画書を添付しておりますのでご確認ください。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 谷口 勝久 推進委員

推進委員
7番 説明を行います。5月15日に、水谷会長、崎山職務代理、(賃借人)、事務局2名と私の6名で現地確認を行いました。(賃貸人)の田を(賃借人)が3年間借りるそうです。新規就農者ですが知り合いの農家から指導を受けるとの事なので問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、5番 渡邊 章三 農業委員、お願いします。

5番 谷口委員がお話しされたとおりですが、付け加えますと、この田は以前、他の地主の方が借りていたんですが、(賃借人)が新規就農で新たに借りることとなって、以前の地主さんが指導をするという事になっているそうです。(賃借人)は地域にとっても新しい方ですので、今後は広くやっていきたいとの話でもありましたので、本人の希望に沿って行きたいと思いました。賃借については問題ないと思います。以上です。

議長 付け加えますと、(賃借人)は米麹を作って販売しており、無農薬で米を作り、その米を麹にして販売したいとしています。面積的にも今後拡大していきたいとの事ですので、新しい芽吹きと言いますか、そういう形が出てきたのではないかと思います。
説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていたので、許可することに決定いたします。
続いて、第2号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について」の審議に入ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、説明いたします。第2号議案の1ページをお開きください。
整理番号12
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷 (地番)
利用権を設定する者の氏名及び住所は、
(氏名) 長与町本川内郷 (地番)
利用権を設定する土地は、
所在 平木場郷 (地番)
地目 畑
面積 3,965 m² 以下3筆。3筆合計 6,261 m²です。
利用権の種類は、賃貸者で、年間の借賃は、〇〇円 です。
なお、10aあたりは、〇〇円となります。具体的な作物名は、果樹です。
期間は、令和7年7月10日から令和27年7月9日までの20年間です。
今回の申請は、新規となります。土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。
図面の左下側に(施設名)がございます。(施設名)から北東側に位置した、赤で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 尾崎 明光 推進委員

推進委員 5月15日午前11時から、水谷会長、崎山職務代理、山中委員、事務局2名と私とで現地確認を行いました。現地は3筆あるんですけど、(地番)が以前は畠であったんですが、ここが荒廃していて、しばらくして所有者の方が個人で開拓されました。農地として良い条件であったんですが、貸人が体調を崩したこと。しばらく放置されていて、小さな木が生えているような状態になっていました。今回借人が入られて、農地の有効活用が出来るという事ですので、非常に良い事ではないかと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。12番 山中 庄八郎 農業委員

12番 5月15日午前11時から現地確認を行いました。この農地は、場所も良い所にあります。貸人が体調不良のため、近所の借人が借りて果樹を作られるとの事ですし、借人も農業を専業で営んでいますので、何の問題もないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えておりますので、要請することに決定いたします。

続いて、第3号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について」の審議に入ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、説明いたします。

第3号議案の3ページをお開きください。資料については、資料No.3をお開きください。
1件目です。整理番号6

農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長崎市 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 岡郷 (地番)

地目 畑

面積 93 m² 以下3筆。3筆合計 993 m²です。

令和2年から借り入れており、今回1回目の更新となります。

当該農地につきましては、先月の総会でも議案の上程を行いましたが、使用貸借契約が締結されているにも関わらず、耕作されていない現状であることから、貸借期間中の営農計画を提出するように意見を付して回答しておりました。

今回、計画書の提出がありましたので、再度審議をお願いします。

営農計画書については、資料3の1ページをご覧ください。

具体的な作物名は オリーブ、マルベリー、キウイ、ハーブです。オリーブは、海産物のオリーブ漬け、マルベリーはジャム、ハーブは紅茶に加工して販売する予定です。

収益目標は売上1千万円です。

資料3の2ページをご覧ください。年間耕作スケジュールを記載しています。

期間は、令和7年7月10日から令和12年7月9日までの5年間です。

本年6月から草刈を行い、併せてハーブの収穫を予定しています。

オリーブ、マルベリーを令和8年1月頃から植栽し、同年末に収穫予定としています。

以上です。

議長

この件につきましては、前回の総会で保留にして、再度資料を提出してもらうということにしていましたが、この件についてご意見・質問はありませんか。

12番 山口 多美子委員

12番

貸借面積が1,000m²未満であるのに中間管理での貸借になる事が理解出来ないのですが説明をお願いします。

事務局

おっしゃるとおりで、1,000m²が基準となってきますが、今回のように、借主が特定している場合には1,000m²未満でも中間管理事業による貸借を行うとの事です。今回であれば(使用借人)と(使用貸人)は1回目の更新であり、既に次の借主が決まっている状態になり、当初の契約では1,000m²以上あったのが、今回の更新で土地を減らして1,000m²未満の契約になっていますが、継続して中間管理事業での貸借を行います。

議長

他にご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていて、異議がないことに決定いたします。
続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。第3号議案の5ページをご覧ください。

整理番号7

農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 長与町岡郷 (地番)

地目 畑

面積 5,490 m²

権利の種類は 使用貸借で、具体的な作物名は 果樹です。

期間は、令和7年7月10日から令和17年7月9日までの10年間です。

令和5年7月に、当該農地5,490 m²の内2,003 m²を貸借して果樹を栽培していましたが、今回これまでの契約を解除し、全部の土地を貸借する契約となっています。

土地の所在を説明します。6ページをご覧ください。

図面の上に(事業所名)がございます。(事業所名)の南側に位置した、赤で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 尾崎 勝文 推進委員

推進委員
8番

5月15日に、水谷会長、崎山職務代理、山口委員、私、事務局2名で現地確認を行いました。(使用借人)は(地区名)の○○さんの家に住みながら長与で農業をしたいと頑張っている方であります。(使用貸人)の畠は、これまででもミカンを収穫されていますので問題ないと思います。(使用借人)の耕作面積が1haを超えてきますので、これから大変になってくるとは思いますが、頑張って欲しいと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。11番 山口 多美子 農業委員

11番

先ほど尾崎さんが説明されたとおり、5月15日に現地確認を行いました。(使用貸人)ご夫妻がハウスミカンを栽培されていましたが、そこを今回借りられるとの事です。(使用貸人)はご高齢で、息子さんはいらっしゃいますが他の仕事をされていて後継者がいないため(使用借人)が引き継いで、ビニールはかけずに露地栽培を行います。併せて倉庫も借りられるので、すぐに収益も挙げられる事になり、とても良かったと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えておりますので、異議がないことに決定いたします。
続いて、3件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、3件目です。7ページをご覧ください。

整理番号8

農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町斎藤郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 斎藤郷 (地番)

地目 畑

面積 1,725 m²

権利の種類は 使用貸借で、具体的な作物名は 野菜です。

期間は、令和7年7月10日から令和12年7月9日までの5年間です。平成29年から借り入れており、今回2回目の更新となります。

土地の所在を説明します。8ページをご覧ください。

図面上に (施設名) がございます。(施設名) 南側に位置した、赤で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。谷口 勝久 推進委員

推進委員
7番

5月15日に、水谷会長、崎山職務代理、事務局2名と私の5名で現地確認を行いました。(使用貸人) の畠を(使用借人) が5年間借りられるとの事です。更新となりますので何の問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして、5番 渡邊 章三 農業委員、お願いします。

5番

谷口委員がおっしゃるとおりです。この件も継続となりますので問題ないと思います。

議長

他にご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えておりますので、異議がないことに決定いたします。
続いて、4件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、4件目です。9ページをご覧ください。

整理番号9

農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町斎藤郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 斎藤郷 (地番)

地目 畑

面積 1,161 m² 以下3筆。3筆合計 2,523 m²です。

権利の種類は 賃貸借で、年間の借賃は、〇〇円 です。なお、10aあたりは、〇〇円となります。具体的な作物名は 野菜です。

期間は、令和7年7月10日から令和17年7月9日までの10年間です。新規の契約となります。

土地の所在を説明します。10ページをご覧ください。

図面右に(施設名)がございます。(施設名)北西側に位置した、赤で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。谷口 勝久 推進委員

推進委員 5月15日に、水谷会長、崎山職務代理、事務局2名と私の5名で現地確認を行いました。
7番 (賃貸人) の畑を (賃借人) が中間管理機構を利用して10年間借りるとの事です。草刈りもしっかりされていて何の問題もないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていたので、異議がないことに決定いたします。
続いて、5件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、5件目です。11ページをご覧ください。

整理番号10

農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町平木場郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 本川内郷 (地番)

地目 田

面積 950 m² 以下2筆。2筆合計 1,852 m² です。

権利の種類は 賃貸借で、年間の借賃は、○○円です。なお、10aあたりは、○○円となります。具体的な作物名は 水稻です。

期間は、令和7年7月10日から令和12年7月9日までの5年間です。平成27年から借り入れており、今回2回目の更新となります。

土地の所在を説明します。12ページをご覧ください。

図面の上側に（施設名）がございます。（施設名）から南側に位置した、赤で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 池田 洋祐 推進委員

推進委員
7番 5月15日に、水谷会長、崎山職務代理、池田委員、事務局2名と私の6名で現地確認を行いました。現地は説明のとおり、県道と長与川の間に位置する田です。（賃貸人）の体調が悪く、これまでも（賃借人）が耕作をされています。継続でありますので何の問題もないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。8番 池田 八千代 農業委員

8番 池田推進委員の説明のとおり現地確認を行いました。2回目の更新となります。現地も整備され水を入れるばかりの状態となっていました。畔、溝の周辺も除草されて、しっかりと管理されており、何の問題もないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員過半数を超えていたので、異議がないことに決定いたします。

続いて、第4号議案「令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」に

について、事務局よりお願ひします。

事務局

それでは、第4号議案 令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について、説明します。第4号議案の1ページをお開きください。

これは、先月から皆さんにご意見をいただきながら作成を進めてきた意見書でございます。農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、農業委員会として町へ提出をするものです。構成としましては、

- 1 農用地区域の見直しについて
- 2 農地中間管理機構に対する要望について
- 3 新規就農者への支援について
- 4 認定農業者への支援について
- 5 有害鳥獣対策にかかる補助事業について
- 6 耕作放棄地の解消にかかる補助事業について
- 7 第6次産業化推進に伴う農産加工所の設立について

など、7項目に分け、意見等を取りまとめております。内容については、最終調整を事務局で行い作成いたしました。ご承認よろしくお願ひいたします。

議長

皆さんから意見をいただきて、修正を重ねてきましたが、本日議決を得てから町長に意見具申をします。それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。お諮りします。

令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

異議なしと認めます。令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書については、提案とおりの内容で町へ提出することとします。続いて、第5号議案「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」事務局よりお願ひします。

事務局

それでは、第5号議案 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、説明させていただきます。2ページをお開きください。

II. 最適化の実施状況-1. 最適化活動の成果目標-(1)農地の集積-③実績欄を御覧ください。ここでは、令和6年度に集積された農地の達成状況を記載しています。目標に対する達成状況は、96.6%となり目標をやや下回る結果となりました。続いて3ページの(2)遊休農地の発生防止解消について、緑区分の遊休農地解消実績も 0.6ha、達成状況は 12%となり目標を下回る結果となりました。

次に、4ページの(3)新規参入の促進についての実績をご覧ください。新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表した農地の面積は7.5haで目標を上回る結果となりました。

同じく4ページに、2.最適化活動の活動目標-(2)活動強化月間の設定②実績、5ページに(3)新規参入相談会への参加-②事績、及び推進委員等の令和6年度点検・評価結果を記載しています。6ページには、農業委員会の事務の実施状況を記載しています。

なお、今回の令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表につきましては、令和7年度目標設定と併せて、町のホームページに掲載いたします。以上説明を終わります。

議長

ただ今、事務局から説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

新規参入につきまして、農地面積の下限が撤廃をされ、それ自体で生活を支えるという所までは至っていませんけど、今回の議案にもあった〇〇さんが、もう1ha位まで拡げていったり、そういう人達がだんだん増えている。それから〇〇さんは、アスパラのハウスを作つて、本格的に跡取りという形で参入しているといった状況があります。我々農業委員も声掛けなどして、そういう芽吹きを開いていって欲しいと思います。特に斎藤郷の圃場整備の中にはそういうのが少しずつ出てきたような感じがします。

それからもう一つは緑区分のですね、農地に戻せというのが中々やっぱり進まない、国県の場合は目標数値がありますけども、それよりもその前に、長与町の場合、全般的に非農地の面積は大きいと、県からも示されております。もう農地にならない急傾斜地は早く山に戻そう、戻してもらおうという事を要請していきたいと思っております
柿本委員何かありませんか・

10番

私の地区ではですね、荒廃農地が結構あったんですけど、最近少し重機を入れて、整備した所も出てきております。それで、土地改良区の中でもですね、今後どのようにして農地を守って行くかという問題が出ているもんですから、今後の話になるとは思うんですけどこの地域をどうして行くか、農地を減らさないようにして行こうという考え方が出ていますので、遊休農地の解消についてはですね、幾らか地元でも考えています、数字的には、これで仕方ないでしようけど今後、推進をしていければと思っております。

議長

改良区と中山間、ここら辺の線引きを見直すのか。そういう切替えの時期が何年かに一回とか来るわけですね。そうすると、荒廃地を完全に非農地へ持って行くかという所もですね、やっぱり非常に難しい問題でありますけども、畠縦、改良区の中でどういう意見になっているのか、これ柿本委員どうですか。

10番	<p>改良区では、国の事業ですので、農地を改良区から外すという考え方は、現状、農業を出来ない方が今から出てくるだろうし、農業をしないとかですね、端々については、もう切り捨てざるを得ないような場所も結構ありますので、今後どういった形で事業を進めて行くかという捉え方を今後検討して行こうとしている段階です。</p> <p>現状、もう辞めさせて欲しいとかですね、そういう話が結構出てきておりますけど。国の事業を使っているので、簡単には土地改良区の組合を脱退するっていうのは出来ないんすよって言う話をしながら進んでいる状況です。</p>
議長	岡地区、塩床・堂崎での改良区・中山間の状況はどうでしょうか、推進委員の尾崎さん。
推進委員 8番	私が直接関わっていませんので、内容について、分かりかねますが、正直、荒廃農地が増えているのは事実だと思います。
議長	<p>実はですね、塩床・堂崎地区の改良区の本管が壊れてしまっているという所で、話をしたんですが、本管を埋設して10年程度なのに、腐食して使えなくなるような厳しい状況にあると聞いています。</p> <p>あと、皆さん方から他に何かありませんか。新規就農の状況について、何か声とか上がつてきていませんか。6番栗山委員。</p>
6番	<p>周りで、新規就農をするという話は、なかなか聞かないものでして、やりたくても結局、資金が足りないという事は聞くんですが、あと、参入するにも農家っていう括りが必要なものでして、そういうので参加できないって言うのはたまに聞きます。それはどうしようもない事ですけれども、どうしたら良いものかという所ですね。</p> <p>そして、やっぱり農家として食って行けるかどうかが1番大事なところですね。結局、親がもう就農させないって言うのが今主流になって来てしまっていて、やっぱり稼げないと、魅力がないと、新規就農したくても出来ないとか、そのあの未来が見えて来ないという所があります。</p>
議長	山口 正則推進委員
推進委員 4番	新規就農に関しましては、若干増えては来ているんでしょうが、やっぱり収入が不安定な所が1番ですね。長く収穫をするためには、広く耕作面積が要るという事と収穫までに多くの労力が必要で、人手不足や人件費が高騰している中で、労働力をどうやって確保して収益

を上げていくかというバランスがちょっとまだ悪いのかなって感じですね。

議長

確かに新規就農をする上で、施設とかになると、当初は管理の負担が大きいと。こういう意味で、(会社名)は、ハウスなどのリースをしているんですけども、本当に厳しい状況の中、親元就農や兼業農家からスタートして、持続可能な形での農業が出来るのが1番だと思います。ここに挙げているのものは、国からの指導の中で、我々が指導をして行くにしても、なかなか展望を開けていけないという事もありますけど、農業でいえば現状維持ということが1番大事なことと私も思っております。他にございませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

提案のありました、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、農業委員の挙手で賛否をとります。この内容に、異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員過半数を超えておりますので、異議がないことに決定いたします。

これから、報告事項にうつります。農地転用専決処分報告書の届出について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。農地転用専決処分の報告です。1枚目
農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。高田南土地区画整理事業にかかる転用の届出となります。

報告事項の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.4をご覧ください。1枚目が街区案内図、2枚目は仮換地指定図と現況写真です。売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(氏名)、(氏名) 長与町高田郷 (地番)

譲渡人は、(会社名) 長崎市 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は田です。

高田郷 (地番)

面積 369 m²

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載のとおり (街区番号)、面積 177 m²です。

3. 申 請 日 令和7年5月13日

4. 専決処分の日 令和7年5月16日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和7年5月27日

長与町農業委員会 事務局長 荒木 啓二

続きまして2件目

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。

報告事項の2ページをお開きください。資料につきましてはNo.5をご覧ください。売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(会社名) 時津町 (地番)

譲渡人は、(氏名) 福岡県朝倉郡筑前町 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畠です。

嬉里郷 (地番)

面積 203 m²

3. 転用計画は、分譲宅地です。

資料5の1ページをご覧ください。右側に字図がございますが、ピンク色の(地番)が申請地の農地になります。黄色の(地番)、(地番)、(地番)の宅地と合わせて造成を予定しております。

資料5の2ページをご覧ください。道路と2区画の宅地を計画しております。

土地の所在地につきましては、(店舗名)の東側に位置しているのが当該届出地となります。

4. 申 請 日 令和7年5月20日

5. 専決処分の日 令和7年5月22日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和7年5月27日

長与町農業委員会 事務局長 荒木 啓二 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし)

以上で、報告事項を終わります。これから、行事報告にうつります。事務局から説明をお願いします。

(令和7年5月行事報告)

最後に、6月の日程について事務局からお願ひします。

事務局 6月の日程ですが、総会を25日（火）の午前9時30分からはいかがでしょうか。

(異議なし)

議長 これを持ちまして、本日の総会を終了致します。